

航空機騒音に係る環境基準の類型指定の一部を改正する告示新旧対照表

改正後

改正前

○航空機騒音に係る環境基準の類型指定

○航空機騒音に係る環境基準の類型指定

昭和五十二年六月十日告示第四百五号

昭和五十二年六月十日告示第四百五号

改正

改正

昭和五五年 九月一二日告示第八一三号
 平成 八年 四月 一日告示第三八三号
 平成一七年 二月 七日告示第一七〇号
 平成一七年 三月二二日告示第三七五号
 平成二四年 一月一二日告示第八五七号

昭和五五年 九月一二日告示第八一三号
 平成 八年 四月 一日告示第三八三号
 平成一七年 二月 七日告示第一七〇号
 平成一七年 三月二二日告示第三七五号
 平成二四年 一月一二日告示第八五七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）に規定する地域の類型をあてはめる地域及びその類型を次のとおり指定する。

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）に規定する地域の類型をあてはめる地域及びその類型を次のとおり指定する。

| | | |
|------|--|------|
| 区分 | 地域の範囲 | 該当類型 |
| 広島空港 | 三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、別図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域 | Ⅱ |

| | | |
|------|--|------|
| 区分 | 地域の範囲 | 該当類型 |
| 広島空港 | 三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、別図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域 | Ⅱ |

（昭和五五年九月一二日告示第八一三号）

（昭和五五年九月一二日告示第八一三号）

附 則（平成八年四月一日告示第三八三号）

附 則（平成八年四月一日告示第三八三号）

この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

（平成一七年二月七日告示第一七〇号）

（平成一七年二月七日告示第一七〇号）

（平成一七年三月二二日告示第三七五号）

（平成一七年三月二二日告示第三七五号）

附 則（平成二四年一月一二日告示第八五七号）

附 則（平成二四年一月一二日告示第八五七号）

この告示は、平成二十四年十一月十五日から施行する。

この告示は、平成二十四年十一月十五日から施行する。

別図

別図